

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目15番11号
高 島 株 式 会 社
代表取締役社長 高 島 幸 一

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成25年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区銀座一丁目15番11号
当社本店5階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第125期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第125期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tak.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 節電対策として、会場内の室温を高めに設定いたしますので、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、前半期は欧州金融不安などの影響で新興国の成長が停滞しはじめ、世界経済全体も減速し、製造業を中心に弱含みで推移いたしました。第4四半期以降は過度な円高の是正や金融緩和、補正予算などによる景気回復が進みつつあります。来たる消費増税を見越しての住宅などを中心とした駆け込み需要も顕在化しはじめました。また、再生可能エネルギー関連産業は、固定買取制度の施行などを受けて急拡大しております。

このような環境の下、当社は太陽エネルギー関連分野を中心に建材事業の売上が増加いたしました。産業資材事業は前年度の東日本大震災復興に伴う特需分の減少などにより売上が減少いたしました。一方、金融円滑化法案の終了等が原因で発生した不良債権等について貸倒引当金を設定したため、営業利益は減少いたしました。有利子負債の削減に伴う支払利息の減少や為替差益などにより経常利益は増加いたしました。また、本社ビル建替えに伴う減損損失を特別損失として計上いたしました。また、過年度に計上いたしました販売用不動産評価損を税務上損金算入し法人税等が減少した結果、当期純利益は増加いたしました。

このような結果、当社グループの当期における売上高は831億75百万円（前年同期比4.4%増）、営業利益は12億48百万円（前年同期比3.8%減）、経常利益は14億66百万円（前年同期比4.6%増）、当期純利益は9億17百万円（前年同期比22.2%増）となりました。

セグメント別の売上高の概況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

期別	第125期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第124期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	伸び率 (%)
セグメント別			
建 材	56,126	51,420	9.2
産 業 資 材	26,879	28,048	△4.2
賃 貸 不 動 産	169	225	△24.5
合 計	83,175	79,694	4.4

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。
2. 伸び率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

当連結会計年度のセグメント別の営業概況は、次のとおりであります。

建材（売上高伸び率 9.2%）

建材事業売上の4割を占める太陽エネルギー関連分野では、住宅用需要を中心に継続的に拡大いたしました。その他の分野も堅調に推移した結果、全体で売上は増加いたしました。また、売上増加に伴い、セグメント利益も増加いたしました。

産業資材（売上高伸び率 △4.2%）

繊維分野の前年度の東日本大震災復興に伴う特需分の減少、機能資材分野の前年度のエコ照明大型物件の減少、樹脂製品分野の家電関連需要の減少により、売上が減少いたしました。電子部品分野は引き続き増加したものの、全体で売上が減少したことに伴い、セグメント利益も減少いたしました。

賃貸不動産（売上高伸び率 △24.5%）

名古屋地区の不動産売却により、当該不動産からの賃貸収入が減少したため、売上が減少いたしました。この結果、セグメント利益も減少いたしました。

2. 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

4. 対処すべき課題

当社グループの主成長エンジンであります太陽エネルギー関連分野は、今後も市場拡大が見込まれますが、それに伴う競争の激化が予想されます。競争激化により単位当たり利益額が低下する懸念に対し、当社は「スマイルソーラー®」をはじめとする自社開発商品の拡販などにより対処してまいります。

金融円滑化法案終了に伴う不良債権の増加が懸念されます。当社は社員研修の強化などにより、これまで以上に与信管理体制を強化するとともに、債権保全のための対策を強化して不良債権による費用増加に対処してまいります。

産業資材事業は、当連結会計年度は減収減益となりました。当該事業の成長基盤構築のため、高機能素材の新規事業開発を推進してまいります。

企業理念研修やコンプライアンス教育を一層強化し、財務報告に関わる内部統制につきましても、より強靱な体制を構築してまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第122期 (平成21年度)	第123期 (平成22年度)	第124期 (平成23年度)	第125期 (平成24年度) (当連結会計年度)
売上高	68,975	75,474	79,694	83,175
営業利益	472	662	1,298	1,248
経常利益	468	659	1,402	1,466
当期純利益	273	390	750	917
1株当たり 当期純利益(単位：円)	6.03	8.62	16.59	20.28
総資産	30,868	32,391	35,794	36,453
純資産	7,700	7,810	8,620	9,793

(注) 1. 金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ハイランドテクノ株式会社	百万円 70	% 100	繊維製品の加工・販売
TAKグリーンサービス株式会社	60	100	太陽光発電システムの販売・施工
iTak (International) Limited	千香港ドル 25,000	100	電子部品、電子機器の販売

7. 主要な事業内容

セグメント別	主要製品またはサービス
建 材	太陽光発電システム、断熱資材・断熱工法、外壁・間仕切材、外装仕上げ材、屋根材、内装材・内装工事、仮設機材、建築用基礎材、土木資材・土木工事、防災関連商材、設備機器、環境対応関連商品、その他建材
産 業 資 材	合成樹脂、樹脂加工製品、環境配慮素材、新幹線・在来線などの車輛用部材、自動車関連部材、合成繊維、繊維製品、アパレル製品、テント倉庫、省エネ照明、電子部品、医療用物流資材、その他工業資材
賃 貸 不 動 産	賃貸不動産

8. 主要な営業所

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
高 島 株 式 会 社	本 社	東 京 都 中 央 区
	大 阪 支 店	大 阪 市 中 央 区
	名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 区
	北 海 道 営 業 所	札 幌 市 中 央 区
	東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区
	中 国 営 業 所	広 島 市 中 区
	九 州 営 業 所	福 岡 市 中 央 区
	四 国 営 業 所	香 川 県 高 松 市
ハイランドテクノ株式会社	本 社 お よ び 工 場	栃 木 県 那 須 塩 原 市
	東 京 支 店	東 京 都 文 京 区
	東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区
TAKグリーンサービス株式会社	本 社	東 京 都 中 央 区
	名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 区
	大 阪 支 店	大 阪 市 中 央 区
	中 国 支 店	広 島 市 西 区
	九 州 支 店	福 岡 市 中 央 区
iTak (International) Limited	本 社	中 華 人 民 共 和 国 香 港
	シンガポール支店	シンガポール共和国
	中国深圳代表事務所	中 華 人 民 共 和 国 深 圳
	マレーシア・ペナン事務所	マ レ ー シ ア ペ ナ ン
	日本支社東京オフィス	東 京 都 新 宿 区
日本支社大阪オフィス	兵 庫 県 尼 崎 市	

9. 従業員の状況

事業名	従業員数	前期末比増減
	名	名
建築資材	160(66)	14
産業資材	183(41)	6
賃貸不動産	1(4)	-
全社(共通)	85(14)	△4
合計	429(125)	16

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であります。
 2. 臨時雇用者数は、年間の平均人数を()外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

10. 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	期末借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,045
株式会社三井住友銀行	690

(注) 期末借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結子会社は12社、持分法適用関連会社は3社で当連結会計年度の売上高は831億75百万円(前年同期比4.4%増)、当期純利益は9億17百万円(前年同期比22.2%増)であります。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 140,000,000株
2. 発行済株式の総数 45,233,768株（自己株式411,965株を除く）
3. 株主数 6,022名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
高 島 取 引 先 持 株 会	3,680	8.13
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,138	4.72
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,061	4.55
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,818	4.02
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,762	3.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,264	2.79
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,254	2.77
株 式 会 社 ク ラ レ	1,006	2.22
旭 化 成 建 材 株 式 会 社	815	1.80
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	776	1.71

- (注) 1. 千株未満の端数は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しており、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の内容等
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項等
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
高島 幸一	代表取締役社長	
田中 邦忠	常務取締役 産業資材事業本部長 兼 車輛部材統括部長	
高垣 康孝	常務取締役 建材事業本部長	
大畑 恭宏	常務取締役 経営管理本部長 兼 内部監査統括部長 兼 経営企画統括部長	
中川 伸次	取締役 大阪支店長 兼 建材事業本部西日本統括部長	
後藤 俊夫	取締役	iTak(International)Limited代表取締役社長
弓削 道雄	取締役	横浜ゴム株式会社 顧問
森 哲治	常勤監査役	
川添 丈	監査役	表参道総合法律事務所 代表弁護士
石尾 肇	監査役	監査法人エムエムピージー・エーマック 代表社員（公認会計士） 株式会社星医療酸器 監査役

- (注) 1. 取締役弓削道雄氏は社外取締役であります。
 2. 監査役川添丈氏および監査役石尾肇氏は社外監査役であります。
 3. 取締役弓削道雄氏、監査役川添丈氏および監査役石尾肇氏と当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役石尾肇氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当事業年度中の役員の変動は、次のとおりであります。
 ①平成24年6月28日開催の第124回定時株主総会において、常勤監査役久保田民雄氏、監査役三浦昭彦氏、永沢徹氏は任期満了により退任いたしました。
 ②平成24年6月28日開催の第124回定時株主総会において、後藤俊夫氏、弓削道雄氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 ③平成24年6月28日開催の第124回定時株主総会において、川添丈氏、石尾肇氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	7名	128百万円
監査役	6名	24百万円
(うち社外監査役)	5名	11百万円)

- (注) 1. 平成19年6月28日開催の第119回定時株主総会において、取締役の報酬額は、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとして年額1億80百万円以内、監査役の報酬額は、年額55百万円以内と決議いただいております。
 2. 平成24年6月28日開催の第124回定時株主総会において、業務執行取締役につきましては、連結当期純利益を基準とした利益連動報酬を導入する旨を決議いただいております。上記には、当事業年度中に利益連動報酬として役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。
 ・取締役6名 20百万円
 3. 上記には、平成24年6月28日開催の第124回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

	社外取締役	社外監査役	
	弓削 道雄	川添 丈	石尾 肇
(1) 重要な兼職先と当社との関係	(別記1)	(別記2)	(別記3)
(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係	—	—	—
(3) 当事業年度における主な活動状況	(別記4)	(別記4)	(別記4)
(4) 責任限定契約の内容の概要	(別記5)	(別記5)	(別記5)
(5) 当社の子会社から当該事業年度において役員報酬等を受けているときの当該報酬等の総額	—	—	—
(6) 上記事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときの当該意見の内容	—	—	—

(別記1) 弓削取締役は、横浜ゴム株式会社の顧問であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記2) 川添監査役は、表参道総合法律事務所の代表弁護士であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記3) 石尾監査役は、監査法人エムエムピージー・エーマックの代表社員および株式会社星医療酸器の社外監査役であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記4) 当事業年度中の取締役会および監査役会での活動状況ならびに発言状況

弓削取締役 当事業年度において、社外取締役就任後に開催した取締役会には、11回のうち11回出席（出席率100%）しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

川添監査役 当事業年度において、社外監査役就任後に開催した取締役会には、11回のうち11回出席（出席率100%）、監査役会には10回のうち10回（出席率100%）出席しており、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

石尾監査役 当事業年度において、社外監査役就任後に開催した取締役会には、11回のうち11回出席（出席率100%）、監査役会には10回のうち9回（出席率90%）出席しており、主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

(別記5) 当社は社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の会計監査人としての報酬等の額

35百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

なお、重要な子会社のうちiTak (International) Limitedの計算関係書類の監査は、畢馬威会計師事務所が行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人の独立性を尊重するため、現行定款において、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社と有限責任 あずさ監査法人との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当社と監査受嘱者との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査受嘱者が契約の履行について悪意又は重大な過失がないときに限るものとします。

VI. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」につきまして、定期的かつ必要に応じた見直しを行い、取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制
 - i. 代表取締役は、当社の企業理念に基づいた企業運営を推進し、行動規範を確立するとともに率先して当社およびグループ会社に周知徹底を図る。
 - ii. 取締役は、取締役会で定められた経営機構および取締役の職務分掌に基づいて業務執行を行うとともに、一定の重要な意思決定を行う稟議等については、管理関係担当役員が事前にその適法性を検証し適切性を確保する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理に関する体制
 - i. 経営企画担当役員は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務執行に係る情報を、「文書等保管・管理要領」の定めに従い管理する。
 - ii. 経営企画担当役員は、本社サーバーを可能な範囲で活用し、各取締役および各監査役が閲覧できるよう整備・保存する。
- (3) 損失の危険管理に関する規定の整備と体制
 - i. 経営管理本部長は経営管理本部の管理職者の中より選任した「リスク管理委員会」を編成して定期的にリスクの見直し・検討を行い総合的なリスク管理を推進する。
 - ii. 経営企画担当役員が当社およびグループ会社の規定の整備を行い、取締役全員がリスク管理に責任を持って対処する。
 - iii. 地震、洪水、火災、事故等により重大な損失を被るリスクについては、「事業継続計画基本規定」の取決めにより人命保護・救助を優先するとともに、社会的責任と会社の信用維持、営業に及ぼす影響等を勘案し、誠意を持って対応する。
 - iv. 基幹ITシステムが機能しないことにより重大な損失を被るリスクについては、バックアップシステムを常に見直すとともに適切なセキュリティ対策を講じて対応する。
 - v. 経営目的の達成を阻害するさまざまな社内外の影響によるリスクについては、「分掌別責任・権限一覧表」に定められた決裁者が合議責任者の意見を聞き複合的に判断し、申請事項については、申請書・稟議書により手続を行った上で責任を持って対処する。
 - vi. 予想されるリスクについては、担当取締役が経営管理部門と連携をとり、常に監視をしながら異常値を早期に把握・解決して損失発生 of 未然防止に当る。
 - vii. 問題が発生した場合は、その全容と真の原因を早期に究明し「トラブル対応基準」に従い適正に問題解決に当ると共に、リスク変化が生じた時は適宜に対応する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i. 「分掌別責任・権限規定」に基づいて責任と権限を明確にし、職務については「役割分担表」に明示し、効率的な職務遂行がとれる体制をとる。
 - ii. 目標の明確な付与、採算の徹底を図るために当社およびグループ会社の基本方針ならびに組織単位の目標値を月別・四半期別・年度単位に策定し業績を管理する。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i. 当社およびグループ会社に従事するすべての者が法令および定款を遵守し、円滑な企業運営を行うために、全取締役は「コンプライアンス基本規定」「コンプライアンス行動基準」を率先して遵守するとともに「コンプライアンス基本方針」のグループ会社全体への普及に取り組む。
 - ii. 内部監査部門の独立性、専門性を保つとともに、不適切な事実があった場合または社内通報制度により通報があった場合は、経営管理本部長を中心とした社内調査を実施し、必要に応じコンプライアンス委員会で審議する等適切な処置をとる。
- (6) 当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i. 子会社等の運営については、グループ基本方針の下で、経営企画担当役員が総括管理を行い、各子会社の自主性を尊重しながら「関係会社育成・管理規定」に従ってそれぞれの担当役員が個別に管理し、定期的な連絡会議を開催してグループの連携や統一化を図り業務の適正を確保する。
 - ii. 環境保全活動を重要課題と位置づけて、国内グループ会社を含めた各事業所でISO認証取得を行い環境管理委員会を設置し環境負荷の低減活動を推進する。
 - iii. 反社会的勢力への対応については、「コンプライアンス基本規定」に行動スローガンとして掲げ、反社会的勢力との関係遮断・排除を行い一切の関係を持たず、毅然とした態度をとる。その実効性を確保するために「地域特殊暴力防止協議会」に加入して業務の適正を確保する。
 - iv. 財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する基本方針を制定し適時適正な財務報告を遵守するとともに定期的または、必要に応じて内部監査部門による監査を実施し業務の適正を確保する。
 - v. 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、取締役会および監査役に報告する。
- (7) 監査役職務遂行補佐員及び独立性に関する体制
監査役職務の補助が必要な時は、監査役会の求めに応じて使用人を配置するとともに独立性を確保するためにその任命、異動、懲戒、評価については常勤監査役の同意の上行う。またその独立性を確保するために監査役が当該使用人をその職務の補助すべき使用人とする期間は、当該使用人の指揮権は監査役に移譲され、取締役の指揮・命令は受けないものとする。
- (8) 取締役、使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - i. 取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実気づいた時は、適切に対応するとともに監査役に報告する。
 - ii. 業務執行会議などで決議された事項、業務監査状況、リスク管理に関する重要な事項および社内通報など、監査に必要なかつ適切な情報を特定取締役が適時に監査役へ報告する。
- (9) 監査役が実効的に行われる事を確保するための体制
 - i. 特定取締役および内部監査は監査役との連携を密にとり、効率的な監査役監査が行われるよう体制を整備する。
 - ii. 代表取締役は、監査役と定期的に連絡会合を持ち監査役が必要な情報を得られるよう配慮する。
 - iii. 社外監査役に必要な情報提供と独立性を配慮する。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	28,358	流動負債	23,307
現金及び預金	3,631	支払手形及び買掛金	19,469
受取手形及び売掛金	20,312	短期借入金	732
商品	2,796	1年内償還予定の社債	100
未成工事支出金	473	1年内返済予定の長期借入金	1,170
前渡金	84	未払費用	700
前払費用	57	未払法人税等	314
繰延税金資産	268	未払消費税等	71
未収入金	726	賞与引当金	376
その他	124	役員賞与引当金	20
貸倒引当金	△117	その他	352
		固定負債	3,352
固定資産	8,095	社債	150
有形固定資産	3,202	長期借入金	805
建物及び構築物	979	退職給付引当金	423
機械装置及び運搬具	32	繰延税金負債	25
工具、器具及び備品	70	再評価に係る繰延税金負債	473
土地	2,084	その他	1,474
リース資産	34	負債合計	26,660
		純資産の部	
無形固定資産	149	株主資本	8,508
		資本金	3,801
投資その他の資産	4,743	資本剰余金	1,825
投資有価証券	3,223	利益剰余金	2,959
長期貸付金	10	自己株式	△79
繰延税金資産	4	その他の包括利益累計額	1,285
その他	1,635	その他有価証券評価差額金	588
貸倒引当金	△130	土地再評価差額金	798
		為替換算調整勘定	△100
		少数株主持分	-
資産合計	36,453	純資産合計	9,793
		負債・純資産合計	36,453

連結損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	83,175
売 上 原 価	75,338
売 上 総 利 益	7,837
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,589
営 業 利 益	1,248
営 業 外 収 益	349
受 取 利 息	49
受 取 配 当 金	79
償 却 債 権 取 立 益	3
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	29
為 替 差 益	122
雑 収 入	66
営 業 外 費 用	130
支 払 利 息	88
手 形 売 却 損	26
雑 支 出	15
経 常 利 益	1,466
特 別 利 益	13
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13
特 別 損 失	134
減 損 損 失	95
投 資 有 価 証 券 評 価 損	39
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,346
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	536
法 人 税 等 調 整 額	△107
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	917
当 期 純 利 益	917

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成24年4月1日残高	3,801	1,825	2,170	△74	7,722
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△135		△135
当 期 純 利 益			917		917
土地再評価差額金の取崩			7		7
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	789	△4	785
平成25年3月31日残高	3,801	1,825	2,959	△79	8,508

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成24年4月1日残高	246	806	△155	897	－	8,620
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△135
当 期 純 利 益						917
土地再評価差額金の取崩		△7		△7		－
自己株式の取得						△4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	341	－	54	396		396
当期変動額合計	341	△7	54	388	－	1,173
平成25年3月31日残高	588	798	△100	1,285	－	9,793

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結範囲に関する事項
連結子会社 12社
(主要子会社名 ハイランドテクノ株式会社、TAKグリーンサービス株式会社、iTak (International) Limited)
すべての子会社を連結の範囲に含めることとしております。
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連会社 3社
(北三高和株式会社、株式会社スズキ太陽技術、TAKASHIMA MITSUGI PF (THAILAND) CO., LTD.)
すべての関連会社を持分法適用会社としております。
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうちiTak International (Shanghai) Limited及びiTak International (Thailand) Ltd.、並びにiTak International (Shenzhen) Limitedの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
その他有価証券
時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。
 - ②デリバティブ 時価法によっております。
 - ③たな卸資産 主として、商品は移動平均法(商品に含まれる販売用不動産は個別法)、未成工事支出金は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、平成(リース資産を除く) 10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、当社及び国内連結子会社の耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ②無形固定資産 主として、定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人(リース資産を除く) 税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ④退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ②その他の工事 工事完成基準

(5) ヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法
金利スワップについて特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
- ③ヘッジ方針
主として当社グループの管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

(6) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5. 会計方針の変更

減価償却方法の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産及びその対応債務

(1) 借入金に対する担保差入資産

建物及び構築物	22百万円
計	22百万円

上記に対する債務は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	200百万円
----------------------	--------

(2) 営業取引に対する担保差入資産

建物及び構築物（極度額 400百万円）	22百万円
投資有価証券	932百万円
計	955百万円

(3) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

投資有価証券	14百万円
計	14百万円

2. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	880百万円
支払手形	22百万円

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,437百万円
----------------	----------

4. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…… 平成14年3月31日

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 45,645,733株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	135	利益剰余金	3.0	平成24年3月31日	平成24年6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成25年6月27日開催の定時株主総会において、以下のとおり議案として提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	180	利益剰余金	4.0	平成25年3月31日	平成25年6月28日

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また連結子会社についても、当社の与信管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しており、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係わる資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、太陽光発電システムの販売に伴う日照時間の補償に係る変動リスクに対するヘッジを目的とした天候デリバティブ取引であります。金利スワップ取引については、変動金利による長期借入金の支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るため、借入金の個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、取引相手に対する信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（21頁（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,631	3,631	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,312	20,312	—
(3) 投資有価証券	2,910	2,910	—
資産計	26,854	26,854	—
(1) 支払手形及び買掛金	19,469	19,469	—
(2) 短期借入金	732	732	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,170	1,170	—
(4) 長期借入金	805	792	△12
負債計	22,176	22,164	△12
デリバティブ取引（※）	5	5	—

（※） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券、並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式及び債券は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引②参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連（時価の算定方法は、先物が替相場によっております）

（単位：百万円）

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	19	—	△0	△0
	買建				
	米ドル	1,386	—	43	43
	ユーロ	24	—	0	0
合 計		1,430	—	42	42

(b) その他（時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております）

（単位：百万円）

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	天候デリバティブ取引 売建				
	ブット	1,092 (—)	726 (—)	△29	△29
	買建				
	コール	1,092 (37)	726 (24)	29	△8
合 計		2,185 (37)	1,453 (24)	0	△37

「契約額等」及び「契約額等のうち1年超」欄の（ ）書きはオプション料の金額であります。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対 象	契約額等		時 価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,685	625	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（負債(4)長期借入金参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	313

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,631	—	—	—
受取手形及び売掛金	20,312	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期がある債券 (国債)	—	14	—	—

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	732	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	1,170	—	—	—	—	—
長期借入金	—	350	245	120	90	—

V. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸住宅（土地を含む）等を所有しております。平成25年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は68百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,546	△180	1,366	1,375

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は資本的支出に伴う資産の取得（2百万円）であり、主な減少額は不動産の売却（145百万円）及び減価償却の実施（36百万円）であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によるものであります。

VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	216円51銭
1株当たり当期純利益	20円28銭

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	24,847	流動負債	20,916
現金及び預金	2,067	支払手形	9
受取手形	6,908	買掛金	15,628
売掛金	12,372	電子記録債権	2,454
電子記録債権	213	1年内償還予定の社債	100
商品	1,818	1年内返済予定の長期借入金	1,170
未成工事支出金	437	リース債務	11
前渡金	72	未払金	219
前払費用	47	未払費用	399
繰延税金資産	225	未払法人税等	216
短期貸付金	38	未払消費税等	62
未収入金	722	前受金	226
その他	102	預り金	46
貸倒引当金	△179	賞与引当金	322
		役員賞与引当金	20
		その他	29
固定資産	8,367	固定負債	3,310
有形固定資産	3,026	社債	150
建物	781	長期借入金	805
構築物	67	リース債務	27
車両運搬具	1	退職給付引当金	420
工具、器具及び備品	70	預り保証金	1,403
土地	2,084	繰延税金負債	23
リース資産	20	再評価に係る繰延税金負債	458
		その他	21
無形固定資産	148	負債合計	24,226
施設利用権等	10	純資産の部	
ソフトウェア	134	株主資本	7,775
その他	2	資本金	3,801
投資その他の資産	5,192	資本剰余金	1,825
投資有価証券	3,106	資本準備金	950
関係会社株式	437	その他資本剰余金	875
関係会社長期貸付金	170	利益剰余金	2,227
従業員長期貸付金	9	その他利益剰余金	2,227
敷金及び保証金	1,296	別途積立金	700
その他	303	特別償却準備金	2
貸倒引当金	△130	繰越利益剰余金	1,524
		自己株式	△79
		評価・換算差額等	1,212
		その他有価証券評価差額金	585
		土地再評価差額金	626
		純資産合計	8,988
資産合計	33,215	負債・純資産合計	33,215

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	73,758
売 上 原 価	67,723
売 上 総 利 益	6,035
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,139
営 業 利 益	895
営 業 外 収 益	398
受 取 利 息	54
受 取 配 当 金	153
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	6
償 却 債 権 取 立 益	3
為 替 差 益	106
雑 収 入	74
営 業 外 費 用	112
支 払 利 息	73
手 形 売 却 損	26
雑 支 出	12
経 常 利 益	1,182
特 別 利 益	13
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13
特 別 損 失	167
減 損 損 失	95
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12
関 係 会 社 株 式 評 価 損	59
税 引 前 当 期 純 利 益	1,028
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	408
法 人 税 等 調 整 額	△97
当 期 純 利 益	718

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成24年4月1日残高	3,801	950	875	1,825	700	3	933	1,636	△74	7,189
当期変動額										
剰余金の配当							△135	△135		△135
当期純利益							718	718		718
特別償却準備金の取崩						△0	0	-		-
土地再評価差額金の取崩							7	7		7
自己株式の取得									△4	△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△0	591	590	△4	586
平成25年3月31日残高	3,801	950	875	1,825	700	2	1,524	2,227	△79	7,775

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
平成24年4月1日残高	245	634	880	8,069
当期変動額				
剰余金の配当				△135
当期純利益				718
特別償却準備金の取崩				-
土地再評価差額金の取崩			△7	△7
自己株式の取得				△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	339		339	339
当期変動額合計	339		△7	918
平成25年3月31日残高	585		626	8,988

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品は移動平均法、未成工事支出金及び販売用不動産は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の工事
工事完成基準

5. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについて特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
- (3) ヘッジ方針
当社の管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

6. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

7. 重要な会計方針の変更

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産及びその対応債務

(1) 借入金に対する担保差入資産

建 物	22百万円
計	22百万円

上記に対する債務は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	200百万円
----------------------	--------

(2) 営業取引に対する担保差入資産

建物（極度額400百万円）	22百万円
投資有価証券	932百万円
計	955百万円

(3) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

投資有価証券	14百万円
計	14百万円

2. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 855百万円

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 2,245百万円

4. 保証債務

子会社借入金保証 100百万円

計 100百万円

上記のうち外貨による保証残高 100百万円 (US\$ 1,070千)

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 1,229百万円

関係会社に対する短期金銭債務 142百万円

6. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…… 平成14年3月31日

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 3,124百万円

仕入高 526百万円

その他の営業取引高 31百万円

営業取引以外の取引高 111百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	396	15	—	411

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加15千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	107
賞与引当金	122
退職給付引当金	153
販売用不動産評価損	223
会員権評価損	17
投資有価証券評価損	88
減損損失	42
その他	116
繰延税金資産小計	872
評価性引当額	△345
繰延税金資産合計	526
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△323
特別償却準備金	△1
土地再評価差額金	△458
繰延税金負債合計	△783
繰延税金資産の純額	△257

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.01%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.49
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.03
住民税均等割等	1.93
評価性引当額の影響額	△8.25
その他	0.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.15</u>

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記（借主側）

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	14	12	2
合 計	14	12	2

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	1百万円
1 年 超	0百万円
合 計	2百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	3百万円
減価償却費相当額	2百万円
支払利息相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

属 性	会 社 等 の 名 称	住 所	資本金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関 係 内 容		取引内容	取引金額 (注3)	科 目	期末残高 (注3)
						役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	ハイランド テクノ 株式会社	栃木県 那須 塩原市	70	繊維製品 の加工・ 販売	(所有) 直接 100%	兼任 1人	当社商品 の 販 売	商品の販売 (注1)	436	売掛金 受取手形	51 158
							資金の貸付	資金の貸付 (注2)	200		
							資金の回収	資金の回収 (注2)	650		
							利息の受取	利息の受取 (注2)	1		
子会社	TAK グリー ンサービス 株式会社	東京都 中央区	60	太陽光発 電システ ムの 販 売・施工	(所有) 直接 100%	兼任 1人	当社商品 の 販 売	商品の販売 (注1)	1,944	売掛金	646

(注1) 商品の販売については、市場価格を勘案して当社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(注3) 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	198円71銭
1株当たり当期純利益	15円88銭

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

高 島 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 福 田 厚[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 紙 本 竜 吾[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高島株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高島株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

高島株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 厚[Ⓞ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 紙本 竜吾[Ⓞ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高島株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月13日

高 島 株 式 会 社 監査役会

常勤監査役	森 哲 治 ^印
監 査 役 (社外監査役)	川 添 丈 ^印
監 査 役 (社外監査役)	石 尾 肇 ^印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の改善と経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対し安定的に利益を還元することを基本方針としており、バランスのとれた利益配分を行うことを目標としております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4.0円 配当総額180,935,072円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

フロア集約等による部署間のコミュニケーション活性化、およびオフィス環境整備による経営効率の向上を図ることを目的として本店を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更するものであります。

なお、この変更は、平成25年6月30日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則で規定するものであります。なお、この附則につきましては、本店移転日の効力発生日経過後、これを削除することといたしたいと存じます。

また、補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするよう、変更案第39条を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第2条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第2条 (現行どおり)
第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都中央区に置く。	第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第41条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第38条 (現行どおり)</p> <p><u>第39条(補欠監査役の選任に係る決議の効力) 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する 期間は、選任後4年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の開始の 時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第3条の変更は、平成25年6月30日までに開催 される当社取締役会において決定する本店移転日 をもって効力を生じるものとする。なお、本附則 は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役高島幸一氏、田中邦忠氏、高垣康孝氏、大畑恭宏氏、中川伸次氏の5名は任期満了となり、取締役中川伸次氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、より一層迅速かつ的確な意思決定が行えるよう1名を減員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	高島 幸一 (昭和27年8月8日生)	平成14年6月 当社入社 平成14年6月 当社取締役副社長 平成15年6月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社代表取締役社長(現任)	220,250株
2	高垣 康孝 (昭和29年5月21日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 当社建材担当ディレクター 平成19年4月 当社名古屋支店長 兼 建設資材担当ディレクター 平成21年4月 当社建材事業本部長 兼 建材事業本部東京統括部長 平成21年6月 当社取締役 建材事業本部長 兼 建材事業本部東京統括部長 平成22年10月 当社取締役 建材事業本部長 平成23年6月 当社常務取締役 建材事業本部長(現任)	27,000株
3	大畑 恭宏 (昭和40年4月11日生)	昭和63年4月 プロクター&ギャンブル・ファーイースト・インク入社 平成11年7月 株式会社クラシック・キャピタル・コーポレーション取締役 平成13年4月 株式会社アール・ツー・イノベーション取締役 平成16年1月 株式会社B Tカンパニー社長 平成20年4月 当社入社 経営企画担当ディレクター 平成21年4月 当社経営企画統括部長 平成21年6月 当社取締役 経営企画統括部長 平成22年4月 当社取締役 経営企画統括部長 兼 財務統括部長 平成23年4月 当社取締役 経営管理本部長 兼 経営企画統括部長 兼 財務統括部長 平成23年6月 当社常務取締役 経営管理本部長 兼 経営企画統括部長 兼 財務統括部長 平成23年10月 当社常務取締役 経営管理本部長 兼 経営企画統括部長 平成25年1月 当社常務取締役 経営管理本部長 兼 内部監査統括部長 兼 経営企画統括部長(現任)	44,000株
4	田中 邦忠 (昭和25年2月9日生)	昭和47年4月 当社入社 平成9年10月 当社経理部長 平成15年4月 当社経営管理グループ事業企画担当ディレクター 平成17年6月 当社取締役 経営管理グループ経営企画担当ディレクター 平成19年4月 当社取締役 経営管理本部財務担当ディレクター 平成21年4月 当社取締役 産業資材事業本部長 平成21年6月 当社常務取締役 産業資材事業本部長 平成24年3月 当社常務取締役 産業資材事業本部長 兼 車輛部材統括部長(現任)	44,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数（3名）を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役が就任する順位につきましては、久保田民雄氏を第1順位とし、橋本雅富氏を第2順位といたします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

また、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	久保田 民雄 (昭和22年8月4日生) 補欠社外監査役候補	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行（現・株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 平成14年4月 東京リース株式会社入社 平成18年6月 同社代表取締役専務執行役員 平成19年6月 日本写真印刷株式会社社外取締役（現任） 平成20年6月 当社常勤社外監査役 平成24年6月 当社常勤社外監査役退任	0株
2	橋本 雅富 (昭和23年11月3日生) 補欠監査役候補	昭和46年4月 当社入社 平成19年6月 当社常勤監査役 平成23年6月 当社常勤監査役退任	23,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者である久保田民雄氏は、日本写真印刷株式会社の社外取締役であり、当社と当社との間には取引その他特別な関係はありません。
2. 久保田民雄氏は、金融機関における幅広い業務経験を有することから、客観的な立場で社外監査役としての職務を適切に遂行していただくため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。
3. 当社は社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、久保田民雄氏が社外監査役に就任した場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 補欠監査役候補者である橋本雅富氏について、当社との間に特別な利害関係はありません。

以上

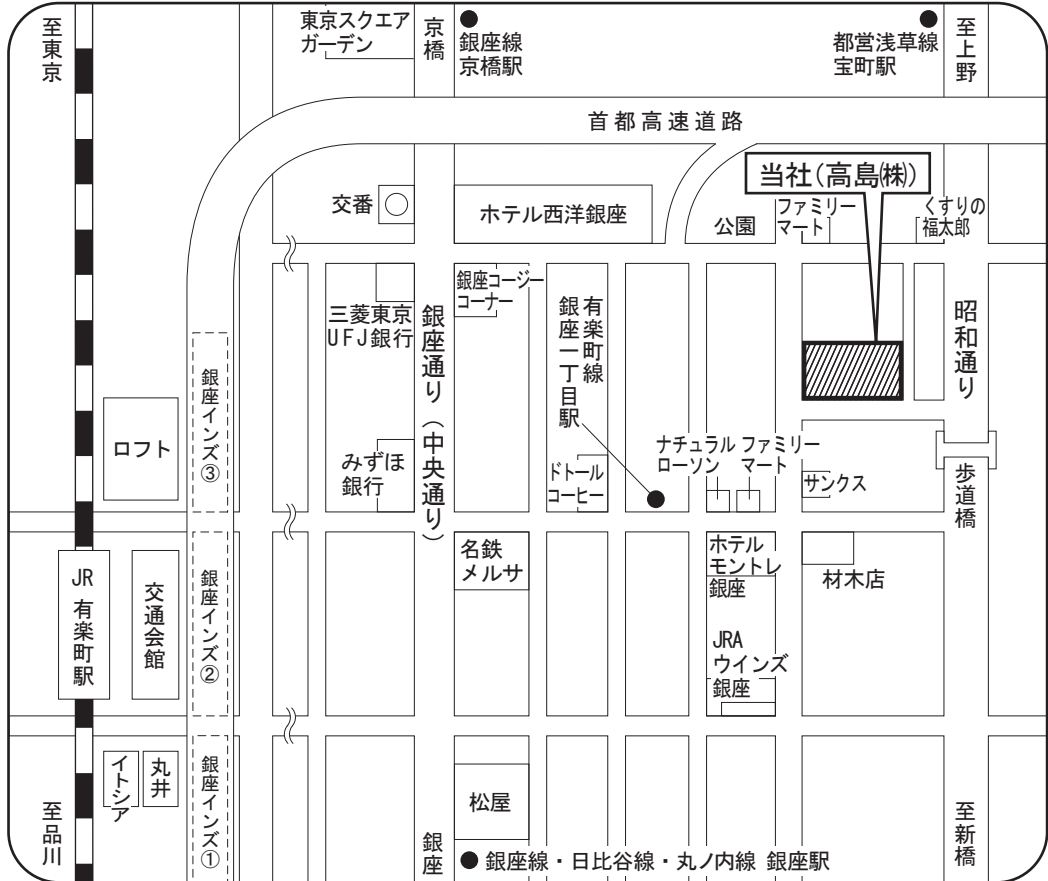
株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店および 全国各支店で行っております。
一単元の株式の数	1,000株
ホームページアドレス	http://www.tak.co.jp/

-
- 住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
 - 未払配当金の支払について
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

〈株主総会会場ご案内図〉

会場 東京都中央区銀座一丁目15番11号
 当社本店5階会議室



◎交通機関のご案内

地下鉄

東京メトロ	有楽町線	銀座一丁目駅	10番出口より	徒歩	2分
東京メトロ	銀座線	京橋駅	1番出口より	徒歩	5分
東京メトロ	銀座線・日比谷線・丸ノ内線	銀座駅	A13出口より	徒歩	6分
都営浅草線		宝町駅	A3出口より	徒歩	3分
JR山手線・京浜東北線		有楽町駅	京橋口より	徒歩	8分